

令和5年4月12日

保護者 各位

大崎市教育委員会

感染レベル引き下げに伴う児童生徒等の出席等について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市学校教育に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、4月1日付けで文部科学省「学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式」～（2023.4.1Ver.9）が示されました。市内の感染状況は収束しつつありますが、引き続き基本的な感染対策を継続する必要があります。

つきましては、大崎市立学校（園）における感染レベルを「レベル1」に引き下げることにいたしました。「レベル1」の学校（園）の対応については、下記のとおりになります。引き続き児童生徒等の健康観察等、感染対策の継続について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 出席等について

- (1) 児童生徒等は以下の場合、登園・登校を控えてください。欠席事由は、「出席停止」となります。
 - ・当該児童生徒等（本人）に平熱より高かったり、また、熱のあるなしに関わらず、のどの痛みや咳等の普段と異なる症状が見られたりした場合
 - ・当該児童生徒等（本人）の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合
 - ・濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前から）の接触）があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等

*これまで同居者（家族等）に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えるよう御協力をいただいておりますが、上記以外は登校可能となります。
- (2) 保護者が考えるに合理的な理由（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合等）があると校長が判断する場合は、「出席停止」となります。

2 学校生活について

- (1) 学校での生活は、「3密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「換気」など基本的な感染対策を継続します。また、感染リスクが比較的高い学習活動については、一定の感染症対策を講じます。
- (2) 校外の活動は、活動場所の感染状況を踏まえ実施の可否を判断し、実施可能と判断される場合は、十分に感染防止策を講じた上で実施いたします。

3 その他

- (1) 詳しくは、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」（令和5年4月1日版）を参照ください。